

「労働安全衛生法第五十七条の三第一項の規定に基づく厚生労働大臣の定める基準第9条に基づき定める変異原性試験の実施について必要な事項」の制定について（案）」及び「微生物を用いる変異原性試験の具体的手法及び試験結果の評価方法」の一部改正について（案）」を制定しないこととした件について

令和8年8月17日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課

「労働安全衛生法第五十七条の三第一項の規定に基づく厚生労働大臣の定める基準第9条に基づき定める変異原性試験の実施について必要な事項」の制定について（案）」及び「微生物を用いる変異原性試験の具体的手法及び試験結果の評価方法」の一部改正について（案）」については、平成26年5月22日から平成26年6月21日までの間、御意見を募集しておりましたが、当該命令を制定しないことといたしました。

行政手続法第43条第4項の規定に基づき、下記のとおり公示いたします。

○ 定めようとした命令の題名

・労働安全衛生法第五十七条の三第一項の規定に基づく厚生労働大臣の定める基準第9条に基づき定める変異原性試験の実施について必要な事項の制定について及び微生物を用いる変異原性試験の具体的手法及び試験結果の評価方法」の一部改正について

○ 案の公示の日

・平成26年5月22日（木）

※行政手続法（平成5年法律第88号）（抄）

（結果の公示等）

第四十三条 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めた場合には、当該命令等の公布（公布をしないものにあつては、公にする行為。第五項において同じ。）と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一 命令等の題名

二 命令等の案の公示の日

三 提出意見（提出意見がなかった場合にあつては、その旨）

四 提出意見を考慮した結果（意見公募手続を実施した命令等の案と定めた命令等との差異を含む。）及びその理由

2・3 （略）

4 命令等制定機関は、意見公募手続を実施したにもかかわらず命令等を定めなかった場合には、その旨（別の命令等の案について改めて意見公募手続を実施しようとする場合にあつては、その旨を含む。）並びに第一項第一号及び第二号に掲げ

る事項を速やかに公示しなければならない。

5 (略)

以上